

## 第3章

### 安全性確保に関する基本的な考え方

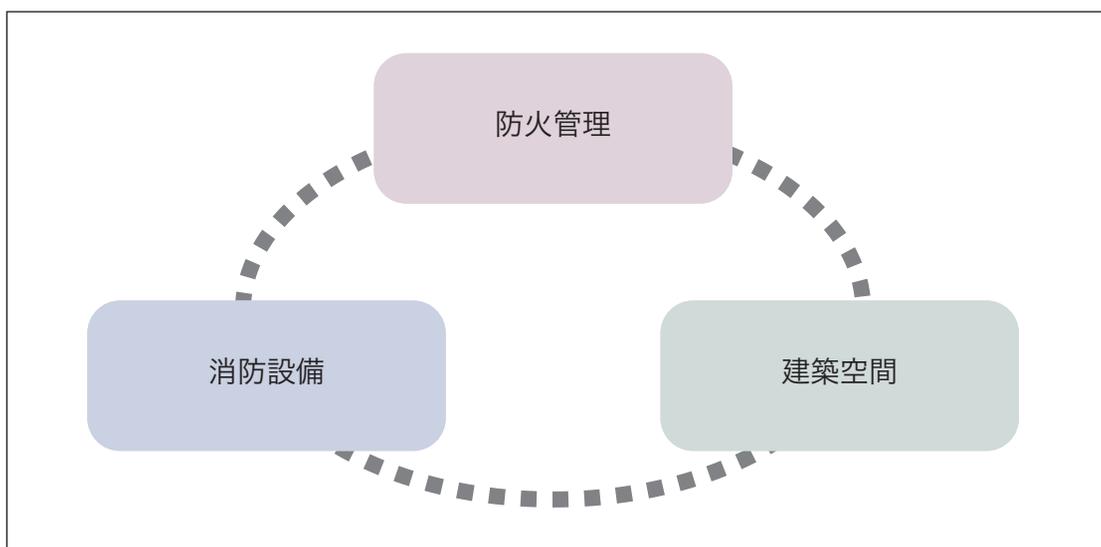
本章では、利用者の暮らしと安全性の両立に向けた基本的な考え方を整理します。

## 1 安全性を担保する三つの手法 －防火管理・建築空間・消防設備－

2009年の消防法の改正、2007年の建築基準法の改正により、認知症高齢者グループホームをはじめとする小規模社会福祉施設における防火対策や耐震対策が厳しくなつたと言われていいます。各種法令が強化されたのは事実ですが、事業者の方々は自らの責任において、火災を出さないための対策、震災時に利用者の命を脅かさないための対策を講じる必要があります。

施設の防火対策は防火管理、建築空間、消防設備の三つの視点から講じてゆくことが原則となります。それゆえ、個々の認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護の状況によっては、選任義務がなくても消防法に基づく防火管理者を置くこと、設置義務がない延床面積でもスプリンクラー整備を設置することなどが必要な場合もあるでしょう。法令遵守は最低基準であり、基準を満たしていることと適切な安全性を確保していることはイコールではないとの認識に立ち、施設の立地条件・建物や設備の特性・人員体制・利用者の心身状態などを踏まえて、個々の施設にあった対応策を講じる必要があります。このことは施設の耐震対策でも同様です。

そのためには防火対策ならびに耐震対策に関して幅広く情報を収集し、知識を深めてゆかなければなりません。施設関係者・福祉行政・建築行政・設計者・消防関係者・水道関係者・利用者・家族など関わる人々は多岐にわたり、多くの専門知識を必要とします。互いの立場や役割を理解し、より効果的な対策を講じていきたいものです。

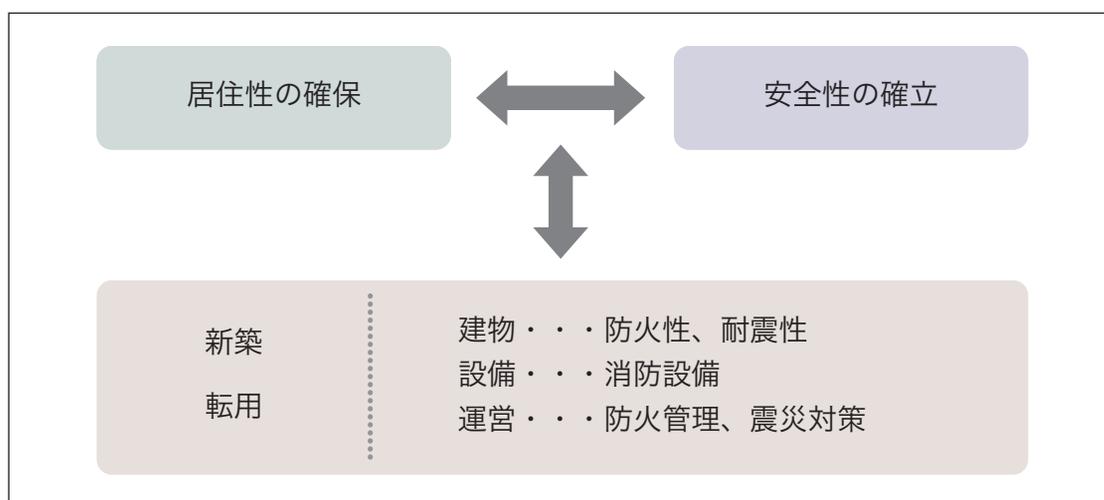


図表 3-1 安全性を担保する三つの要素

## 2 居住性と安全性の両立

高齢者ケアの考え方はこの十年で大きな転換期を迎えました。利用者の尊厳を守る仕組みが模索され、医療モデルから生活モデルへ、施設完結モデルから地域包括モデルへと変化し、利用者の暮らしを支える器のあり方にも変化が訪れます。認知症に対しては馴染みの環境、家庭的雰囲気、住み慣れた地域などの有効性が明らかとなり、民家を転用した認知症高齢者グループホーム、認知症デイ、宅老所、小規模多機能型居宅介護が整備されました。家庭的雰囲気が優先されるあまり、建物としての安全性が担保されていないケースがありましたが、長崎県大村市の認知症高齢者グループホーム火災、たまゆら火災、中越地震などを教訓に安全性への機運が高まってきました。今後は居住性と安全性の両立を目指した施設づくりや生活支援が求められます。新築であれ改修であれ、この基本原則に変わりはありませんが、建物・設備・運営のバランスをどうとるかは個々の施設の運営状況、既存建物の建築状況などによって異なります。

認知症については、その症状に対する理解不足や支援体制の難しさから、無機質で生活感のないハードを整備し、そのなかで個別化の原則を軽んじたケアを提供し、暮らしを奪ってきた長い歴史があります。この状況が改善に向かっていることは間違いありませんが、安全や保護を重視するあまりにこの歩みを止めるような対応をすることがあってはなりません。喫煙を全面的に禁止すること、掃き出し窓を一律に施錠すること、利用者の暮らしを奪うようなかたちで安全性を担保しては本末転倒です。建築としての安全性と居住性のバランスを担保したうえで、建築・設備・運営を通して利用者の暮らしを脅かさないかたちで安全を保障することが何よりも大切です。



図表 3-2 居住性と安全性の両立

